

令和6年9月9日招集

令和6年第5回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第8号 専決処分について〔訴えの提起について（住宅新築資金等貸金返還請求事件）〕

報告第9号 健全化判断比率について

報告第10号 資金不足比率について

報告第8号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件について「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名 貸金返還請求事件（3件）
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 町内在住者（3名）
- 4 請求の要旨
 ア 滞納金の支払い
 イ 遅延損害金の支払い
 ウ 訴訟費用の負担
 との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 6 年 8 月 9 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

報告第 9 号

健全化判断比率について

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

実質赤字比率	－％
--------	----

連結実質赤字比率	－％
----------	----

実質公債費比率	1 2 . 3 ％
---------	-----------

将来負担比率	5 0 . 4 ％
--------	-----------

報告第10号

資金不足比率について

令和5年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

(公営企業会計名)	(資金不足比率)
水道事業会計	— %
下水道事業会計	— %
船上山発電所管理特別会計	— %